

	<h1>ソレキアファミリア会</h1> <p>1971年（昭和46年）設立</p>	
--	---	--

◆ 会 則

第一章 総則

第1条（名称）

本会は、「ソレキアファミリア会」とする。



第2条（目的）

- (1)情報システム・情報通信システムに関する最新技術情報の提供。
- (2)会員相互の最新システム(技術)開発事例の研修。
- (3)会員の主要業務および主要商品・システムの紹介。

第3条（事業）

前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)研究会、懇談会の開催。
- (2)関連情報の収集、配布。
- (3)その他目的達成に必要な事業。

第4条（事業年度）

本会の事業年度は8月1日から始まり翌年7月末日に終わるものとする。

第二章 会員

第5条（会員）

本会の主旨に賛同し、入会手続を完了した団体。

第6条（入会）

本会事務局に所定の入会申込書を提出するものとする。

第7条（会員の権利）

会員の特典と権利は下記とする。

- (1)行事への参加。
- (2)委員の選挙権および被選挙権の行使。
- (3)総会への参加および議決権の行使。

第8条（届出）

入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

第三章 委員

第9条（委員）

本会に次の委員を置く。

会 長	1名
副会長	2名迄選任可とする
監査役	1名



第10条（委員の選出）

委員は総会にて選任とする。

第11条（委員の任期）

任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

欠員が生じた時は、委員会の議決で補充する事ができる。

第12条（委員の任務権限）

会 長 本会を代表し、総会、委員会を招集する。

副会長 会長の補佐並びに、総会の決議にもとづいて会の事業の企画および運営を行う。

監査役 会計および会務を監査し総会にて報告する。また委員会に出席して意見を述べる事ができる。

第四章 会議

第13条（総会）

総会は本会の最高決議機関とする。

第14条（総会の招集）

会長は、毎事業年度終了後、通常総会を招集し、委員会が必要と認めた時には臨時総会を招集する。

第15条（総会の議決）

総会の議長は会員の互選による。

総会は会員数の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席会員の2分の1以上をもって決する。

賛否同数の時は議長がこれを決する。

会員は書面または代理人をたてて議決に参加できる。

第16条（通常総会の付議事項）

付議事項は次の各号とする。

- (1)事業報告および収支報告。
- (2)事業計画および収支予算。
- (3)委員の選挙。
- (4)会則の変更。
- (5)その他、委員会が付議した事項。



第17条（委員会）

委員会は会長が招集する。

委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第五章 事務局

第18条（事務局）

本会の事務局は、ソレキア株式会社事業推進部（グリーンプレイス蒲田 8F）におく。

第19条（事務局の任務）

事務局は、各種会議の決定に従い、委員の次の業務を補佐する。

- (1)各種行事、会議の開催準備および議事録の作成。
- (2)資料等の作成および配布。
- (3)会計事務。
- (4)その他、庶務事項。

第20条（経費）

本会の経費は、次の各号の収入により支弁する。

- (1)会費
- (2)行事参加費
- (3)その他

第21条（会費）

会員の会費は、月額2,000円とする。

会費納入等の細部については、別途定める。

本会則は、平成10年10月20日より実施する。

（平成14年4月1日より、会の名称変更実施）

（平成17年9月7日より、第9条 委員の人員・一部変更実施）

